

世系に基づく差別撤廃宣言

世界人権宣言 70 周年の記念すべき年である 2018 年 4 月 9 日、世系に基づく差別撤廃のために闘う私たちはここ大阪で、反差別国際運動と国連人権高等弁務官事務所が主催する国際協議会に集いました。

インド、バングラデシュ、そしてネパールのダリット、スリランカの紅茶農園（プランテーション）コミュニティ、日本の被差別部落民、そしてこれらに連帯する人びとが一堂に会し、闘いにおける課題と成果をわかちあいました。

世系に基づく差別、隔離、搾取、殺害、身体的および精神的虐待は根強くはびこり、今も億の数にのぼる人びとに影響を及ぼしていることを深い懸念とともに確認しました。

世系およびジェンダーに基づく複合的で交差的な差別が、女性や少女に向けられていることに憤りを感じました。

世系に基づく差別に関する国連ガイダンス・ツールの重要性を確認し、ダリット、被差別部落民そしてその他、影響を受けているコミュニティを含む市民社会が、世系に基づく差別との闘いにおいて果たすべき重要な役割を再確認しました。

ゆえに私たちは、世系に基づく差別の撤廃を目ざし、また女性や少女に対する複合的で交差的な差別に留意し、被差別コミュニティおよびステークホルダー間の連帯を強化しながら、人種差別撤廃条約および女性差別撤廃条約を含む国連人権諸条約を活用し、以下の行動に取り組んでいくことを決意します。

国レベル

1. 被差別コミュニティ、市民社会、国内人権機関、国連および国連機関、そして国家の間の国内レベルにおける協力を強化する。
2. 国連ガイダンス・ツールが国連カントリー・チーム、開発機関、市民社会組織の間で活用されるよう促進する。
3. 人権保護・促進に関する立法、政策および措置において、世系に基づく差別の問題の主流化を図る。
4. 世系に関する人種差別撤廃委員会一般的勧告 29 の精神に基づき、人種差別撤廃条約の完全実施を求めていく。
5. 日本国内のステークホルダーが、同和対策事業に関する特別措置法のもと実施された事業の成果と課題を、ガイダンス・ツールと関連させながら振り返り、そこからえた教訓や好事例を世系に基づく差別を受けているその他のコミュニティと分かちあえるようにする。

地域レベル

6. 市民社会、ネットワーク、研究機関、国連出先機関、国家、政府間機構の間の地域レベルでの協力関係を強化する。
7. 本協議会で重要課題として確認された複合差別や発展の権利の問題に関して、協議会に参加したコミュニティを中心に、継続的な情報・意見交換を持続させ、具体的な共同行動の立案をめざす。

国際レベル

8. すべての世系に基づく被差別コミュニティの女性が結束し、複合差別に焦点をあてたプラットフォームやフォーラム、そして連携を促進する。
9. UPR および特別手続きあるいは条約機関などの国連人権機構において世系に基づく差別の問題を主流化させていく。
10. 国連人権理事会が世系に基づく差別をグローバルな問題として取りあげていくよう奨励する。
11. 世系に基づく差別撤廃の促進を責務とする特別手続きが国連人権理事会で設置されることを目指す。

2018年4月9日 日本、大阪

世系に基づく差別撤廃のための国際協議会

反差別国際運動 (IMADR)

部落解放同盟 (BLL)

アジア・ダリット権利フォーラム (ADRF)

インド・ダリット人権全国キャンペーン (NCDHR)

フェミニスト・ダリット協会 (FEDO)

ネパール・ダリット NGO 連盟 (DNF)

ネパール・サマータ財団

バングラデシュ・市民のイニシアチブ

バングラデシュ・ダリット女性連盟

スリランカ・人間開発機構 (HDO)